

<地震・津波編附編1>

<東海地震に係る周辺地域としての対応計画>

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村を平成14年4月23日に指定した。平成24年4月1日現在、強化地域として指定されている市町村の数は、市町村合併等により、1都7県157市町村となっている。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度6弱以上又は、発生後20分以内に大津波（津波高3m以上）が来襲する地域を基準としており、千葉県は、この地域には含まれていない。

しかしながら、本町を含む千葉県域はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、木造建築物の全半壊約8,000棟、死者約300人の被害が想定（平成3年度～7年度「直下型地震等対策調査」）されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、千葉県防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

そこで、横芝光町防災会議においても、これに対応する計画を策定する。

第2節 地震・津波編の附編としての位置付け

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

第1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、下記を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

- 1 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- 2 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

第2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる。）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「横芝光町地域防災計画（地震・津波編）」で対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- 1 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- 2 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第4 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置付け

本計画は、「横芝光町地域防災計画（地震・津波編）」の附編として位置付ける。

第 2 章 防災関係機関の業務

第2章 防災関係機関の業務

町が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

第1 町

業務大綱	
1	横芝光町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事
2	東海地震対策の連絡調整に関する事
3	東海地震に係る予防、応急対策に関する事
4	東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事
5	広報、教育、防災訓練に関する事
6	消防、水防対策に関する事
7	町が管理又は運営する施設対策に関する事
8	例外措置としての住民避難に関する事

第2 県

機関名	業務大綱
総務部	1 庁舎等の施設防災対策に関する事 2 私立学校の指導に関する事
総合企画部	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 県民等に対する協力、広報活動に関する事 3 飲料水の供給指導に関する事
防災危機管理部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事
健康福祉部	1 被災者の医療の確保に関する事 2 被災者の健康の維持に関する事 3 被災者の生活衛生の確保に関する事 4 被災者の福祉の確保に関する事
環境生活部	1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事 2 環境大気及び公共用水域の監視に関する事 3 地質環境保全及び監視に関する事

機関名	業務大綱
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 職業訓練施設の保全に関する事
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設の保全に関する事 2 農業金融の指導に関する事 3 非常食糧の確保に関する事 4 農林業団体に対する指導に関する事 5 林地、治山施設の保全に関する事 6 漁業金融の指導に関する事 7 漁業団体に対する指導に関する事 8 農林水産部所属船舶の保全に関する事 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事 10 漁業無線による通信手段の確保に関する事 11 漁業漁港施設の保全に関する事
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事
出納局	災害経費に関する事
企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道施設の保全に関する事 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事 3 工業用水道施設の保全に関する事 4 工業用水の供給、確保に関する事 5 造成土地管理事業施設の保全に関する事
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立病院の保全に関する事 2 医療救護に関する事
教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の保全に関する事 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

第3 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関する事 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関する事 2 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関する事 3 農地・農業用施設等、公共土木施設に関する事
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保全に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安の確保に関する事 2 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関する事 2 河川施設、道路施設の保全に関する事 3 緊急輸送の確保助言に関する事
成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関する事 2 航空機の運航の安全と確保に関する事 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関する事
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事 4 治安の維持、緊急輸送に関する事 5 海難救助、流出油等の防除措置に関する事

機関名	業務大綱
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関東地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第 4 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第 1 空挺団	<ol style="list-style-type: none"> 1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 災害発生時における救援活動の実施に関すること

第 5 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社 N T T ドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関する事
K D D I 株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関する事 2 こころのケアに関する事 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4 血液製剤の供給に関する事 5 義援金の受付及び配分に関する事 6 その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東日本高速道路株式会社関東支社	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成田国際空港株式会社	1 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関する事 2 空港施設の保全に関する事 3 空港内の混乱防止に関する事
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	1 電気の託送供給または電力量調整に関する事 2 東京電力パワーグリッド株式会社の供給設備ならびに電気工作物の保安に関する事
東京ガス株式会社 千葉導管ネットワーク	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
日本貨物鉄道株式会社	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
独立行政法人 水資源機構	水資源開発施設(導水路を含む。)の保全に関する事

第 6 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
一般社団法人 千葉県LPガス協会	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
両総土地改良区	土地改良施設の保全に関すること
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社	1 航空機の運航の安全と確保に関すること 2 旅客の安全確保に関すること
公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課、東陽病院、教育課、社会文化課、東日本旅客鉄道株式会社

町及び防災関係機関は、地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、平時から防災体制の整備促進を図る。特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

第1 情報伝達手段の整備

実施機関：環境防災課

1 横芝光町防災行政無線の管理

町は、地震情報を迅速に伝達するため町防災行政無線の適正な管理に努める。

2 他の通信施設の利用

町は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。

第2 建築物・構造物の地震対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、東陽病院、教育課、社会文化課

1 耐震診断及び耐震改修の実施

町は、防災上重要な町有建築物に対し、耐震診断・耐震改修を実施するとともに、民有建築物についても県と連携して安全性の確保を図る。

2 ブロック塀等の倒壊防止対策

通学路等に面したブロック塀等の点検結果に基づき点検パトロールを実施し、危険なものは改善指導を徹底する。

3 外壁等の落下防止対策

窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。

4 学校・病院・社会福祉施設等の防災の強化

- (1) 防災上必要な設備器具及び用具の点検整備を図るとともに、職員に周知しておく。
- (2) 落下・倒壊物の防止対策及び備品の固定化等の安全措置を図る。
- (3) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策を図る。
- (4) 施設内の緊急避難用の安全スペースの確保を図る。

第3 道路・河川等の対策

実施機関：環境防災課、都市建設課

1 施設の点検・耐震化

国が示す耐震点検要領等に基づき、道路・橋梁施設等の調査・耐震点検を実施し、耐震補強に努める。

2 資機材の整備

地震発生に備え、水防資機材及び備蓄資機材を防災倉庫に備えるとともに、定期的に点検整備に努める。

第4 食糧確保の計画化

実施機関：産業課

政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は、管内の小売販売業者又は卸売業者等と協力し対応する。

第5 鉄道対策の強化

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、東海地震に備え、以下の対策を促進する。

1 地震防災体制の整備

現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。

2 旅客の避難対策

駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等、避難誘導體制を確立する。

3 沿線医療機関の調査

駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。

4 食料、飲料水の調査

- (1) 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。
- (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。

5 復旧資機材の調査及び整備

- (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む。）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。
- (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

第2節 事業所に対する指導・要請

実施機関：環境防災課、出納室、産業課、県、山武健康福祉センター、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止、及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。このため、次の事項について指導及び協力要請するものである。

第1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

実施機関：環境防災課、県、山武健康福祉センター、関東東北産業保安監督部

機関名	指導事項等
環境防災課	<p>1 本計画に基づき町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という）に指導を要請する。</p> <p>（1）対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>（2）計画策定上の指導事項</p> <p>〔消防計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 火気の取扱い イ 自衛消防組織 ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い エ 教育訓練 オ 顧客、従業員等の安全確保 カ 情報収集、伝達、広報 キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 ク 営業方針、従業員の時差退社 ケ その他必要な事項 <p>〔予防規程〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の安全確保のための緊急措置 イ 火気の取扱い ウ 教育訓練 エ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い オ 危険物輸送の安全対策

機関名		指導事項等
		カ 情報収集、伝達、広報 キ 必要資機材の点検整備 ク 操業方針、従業員の時差退社 ケ その他必要な事項 (3) 指導方法 ア 講習会、研修会 イ 印刷物 ウ 各種業界の集会 エ 消防行政執行時、その他
山武健康福祉センター		1 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 (1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置
県	防災危機管理部	県は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。
	健康福祉部	1 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 (1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置
関東東北産業保安監督部		火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物の生産集荷、販売、貯蔵等を行う管内の事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立、監督及び指導の内容等について事前に検討する。

第2 生活関連事業所に対する指導、要請

実施機関：出納室、産業課、県、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局

1 食料、生活物資等を扱う事業所

機関名		指導事項等
産業課		<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。</p> <p>(3) 熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、一般社団法人千葉県LPガス協会に要請する。</p>
県	農林水産部	<p>生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p>
	商工労働部	<p>食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。</p> <p>また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、一般社団法人千葉県LPガス協会に要請する。</p>
関東経済産業局		<p>(1) 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。</p> <p>(2) 生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p>
関東農政局		<p>加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。</p>

2 金融機関

機関名	指導事項等
産業課 出納室	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>
県農林水産部 県商工労働部 関東財務局 千葉財務事務所	<p>左の各機関は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報及び教育

実施機関：環境防災課、総務課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

第1 広報

実施機関：環境防災課、総務課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。このため、防災関係機関は、平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

1 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。

(1) 東海地震に関する一般的知識

- ア 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- イ 警戒宣言、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- ウ 地震が発生した場合の影響度等

(2) 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措

- (3) 住民、事業所等が具体的に取るべき行動基準
- (4) その他必要な事項

2 広報の方法

広報の方法は、主に「広報よこしばひかり」等の印刷物や町ホームページ等を通じて実施する。

3 防災関係機関における広報

防災関係機関は、それぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

第 2 教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

1 職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発せられた場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については環境防災課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

2 児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、町立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の町への影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ア 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を

図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匠瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関

第1 総合防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匠瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

町は、県が実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

なお、総合防災訓練においては、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

第2 住民、事業所が実施する訓練

実施機関：環境防災課、県、防災関係機関

町、県及び防災関係機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から 警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達

実施機関：環境防災課、総務課

第1 伝達系統及び伝達手段

実施機関：環境防災課、総務課

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、図【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】のとおりとする。また、防災関係機関は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定める。

第2 伝達体制

実施機関：環境防災課、総務課

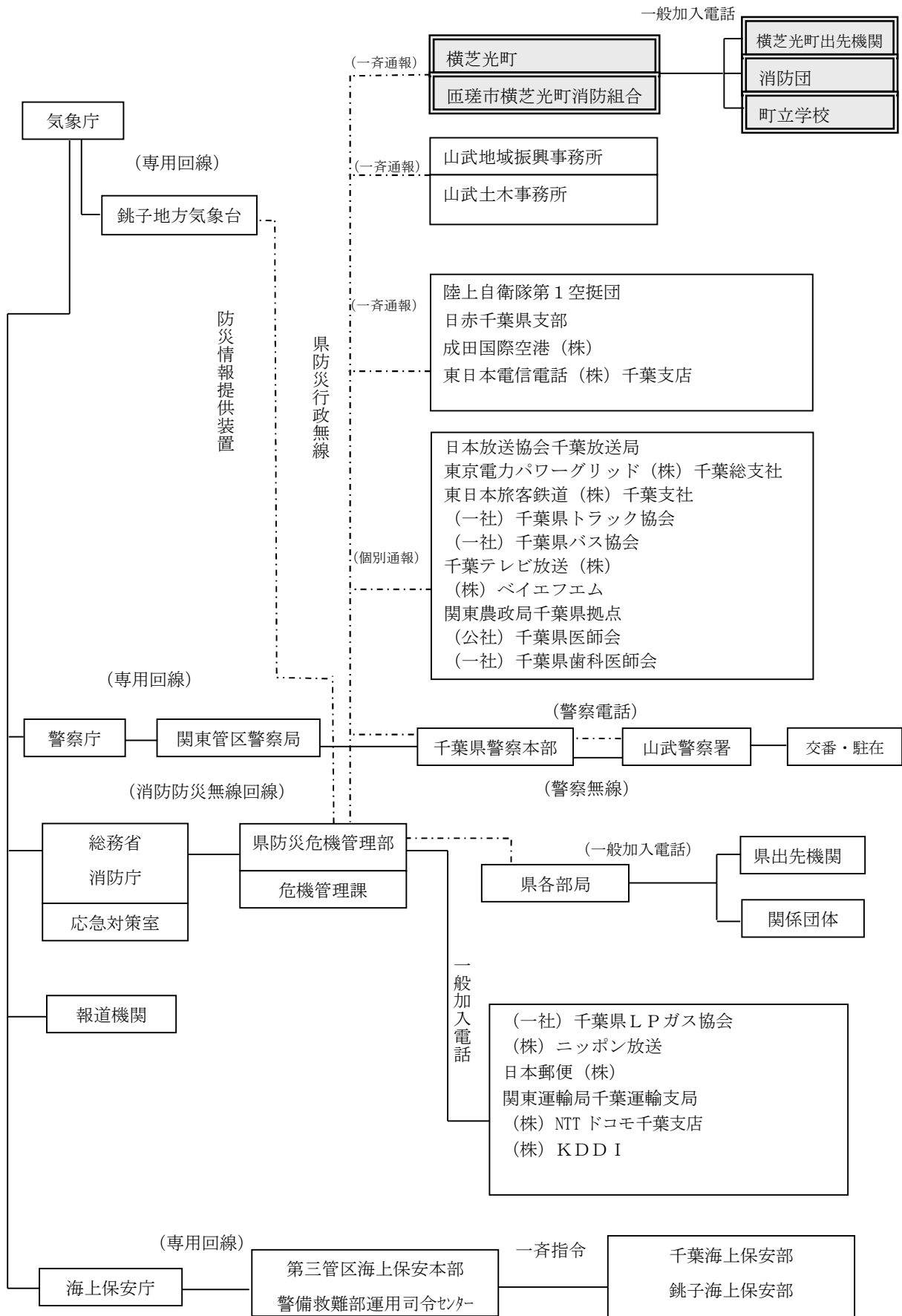
町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

第3 伝達事項

実施機関：環境防災課、総務課

町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。また、その他必要と認める事項についても伝達する。

【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】



第2節 活動体制の準備等

実施機関：環境防災課、各課

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部の設置準備をする等、必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとる。

第1 災害対策本部設置準備

実施機関：環境防災課、各課

緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。

第2 職員の参集

実施機関：環境防災課、各課

職員の参集は、第2配備体制とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、横芝光町地域防災計画（第2編 地震・津波編）第2章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

第3 東海地震注意情報時の所掌事務

実施機関：環境防災課

災害対策本部が設置されるまでの間、環境防災課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2 社会的混乱防止のため必要な措置
- 3 県、他市町村、防災関係機関との連絡調整

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

実施機関：日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社パイエフエム

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、防災関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた防災関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

機関	内容
日本放送協会 千葉放送局	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。</p> <p>千葉周辺 80.7MHz 館山地区 79.0MHz 白浜地区 82.9MHz 勝浦地区 83.7MHz 銚子地区 83.9MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の内容 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介</p>

機関	内容
株式会社 ニッポン放送	<p>1 広報計画</p> <p>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</p> <p>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>
千葉テレビ放送 株式会社	<p>1 広報計画</p> <p>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>
株式会社 ベイエフエム	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。</p> <p>千葉周辺 78.0MHz 館山地区 77.7MHz 白浜地区 79.7MHz 勝浦地区 87.4MHz 銚子地区 79.3MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の機能の解説 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介</p>

第4節 混乱防止の措置

実施機関：環境防災部、総務部、県警察、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、防災関係機関は次により対応策を講じる。

機関	内容
町	<p>環境防災部（環境防災課）は、総務部及び各部、防災関係機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 防災関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 (東京支社)	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣する等、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p>

機関	内容
	(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客のう回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話株式会社 千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社 NTT ドコモ 千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 各防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

実施機関：環境防災部、各部

1 災害対策本部の設置

町は、警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。配備体制は第3配備体制とする。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場本庁被災時）を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1順位	役場第1・第2会議室	0479-84-1211（代）
第2順位	町民会館大ホール	0479-84-1358

3 災害対策本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、横芝光町災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。

災害対策本部の組織の概要は、次のとおりである。

【本部の組織】

本部室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
		教育部長	教育部（教育課）
		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）
		消防団長	消防部（横芝光町消防団、匝瑳市横芝光町消防組合）
	横芝光署長		
本部連絡員	町長が指名するもの	協力部（社会福祉協議会）	

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

実施機関：環境防災部、総務部、防災関係機関

防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

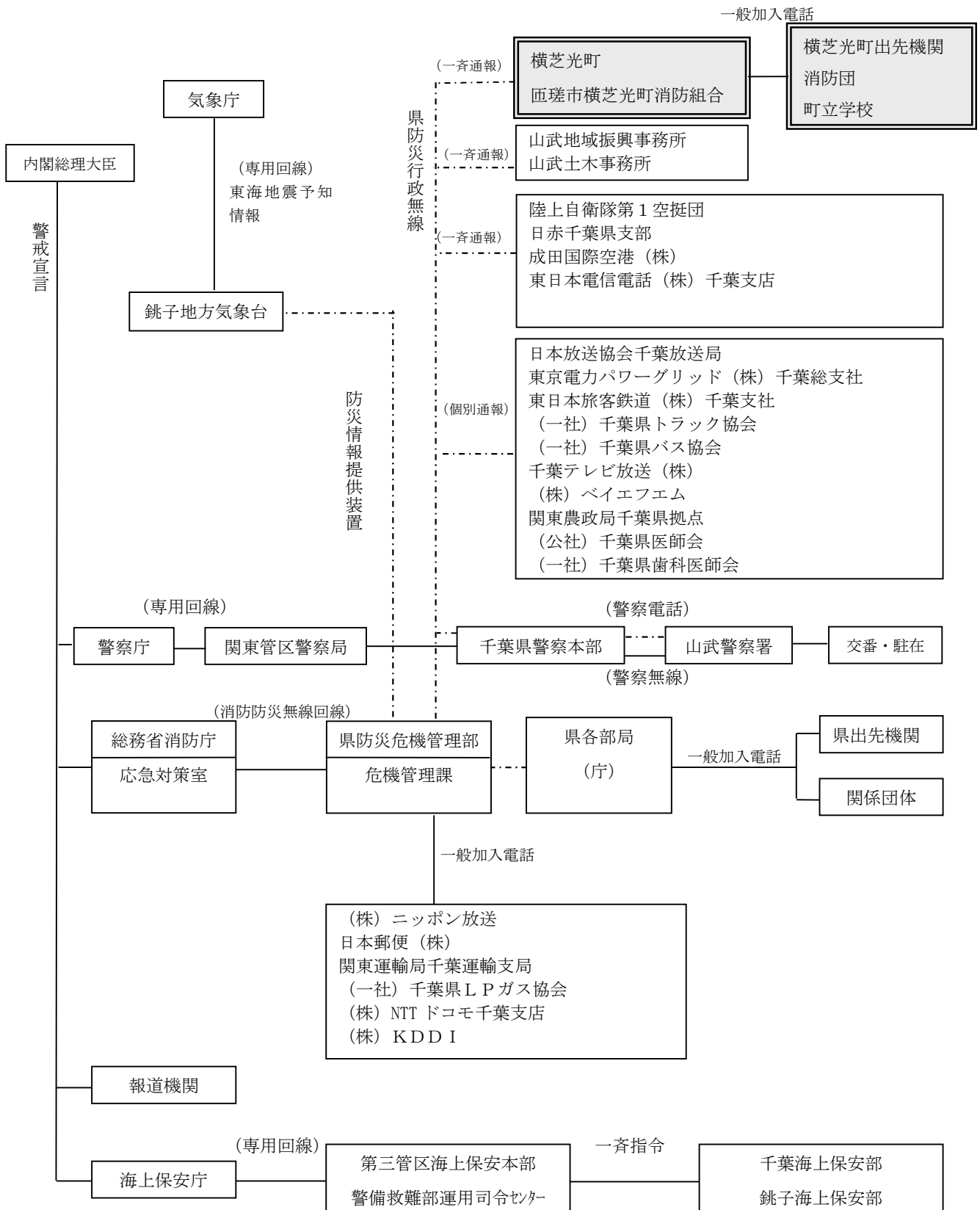
第1 警戒宣言の伝達

実施機関：環境防災部、総務部

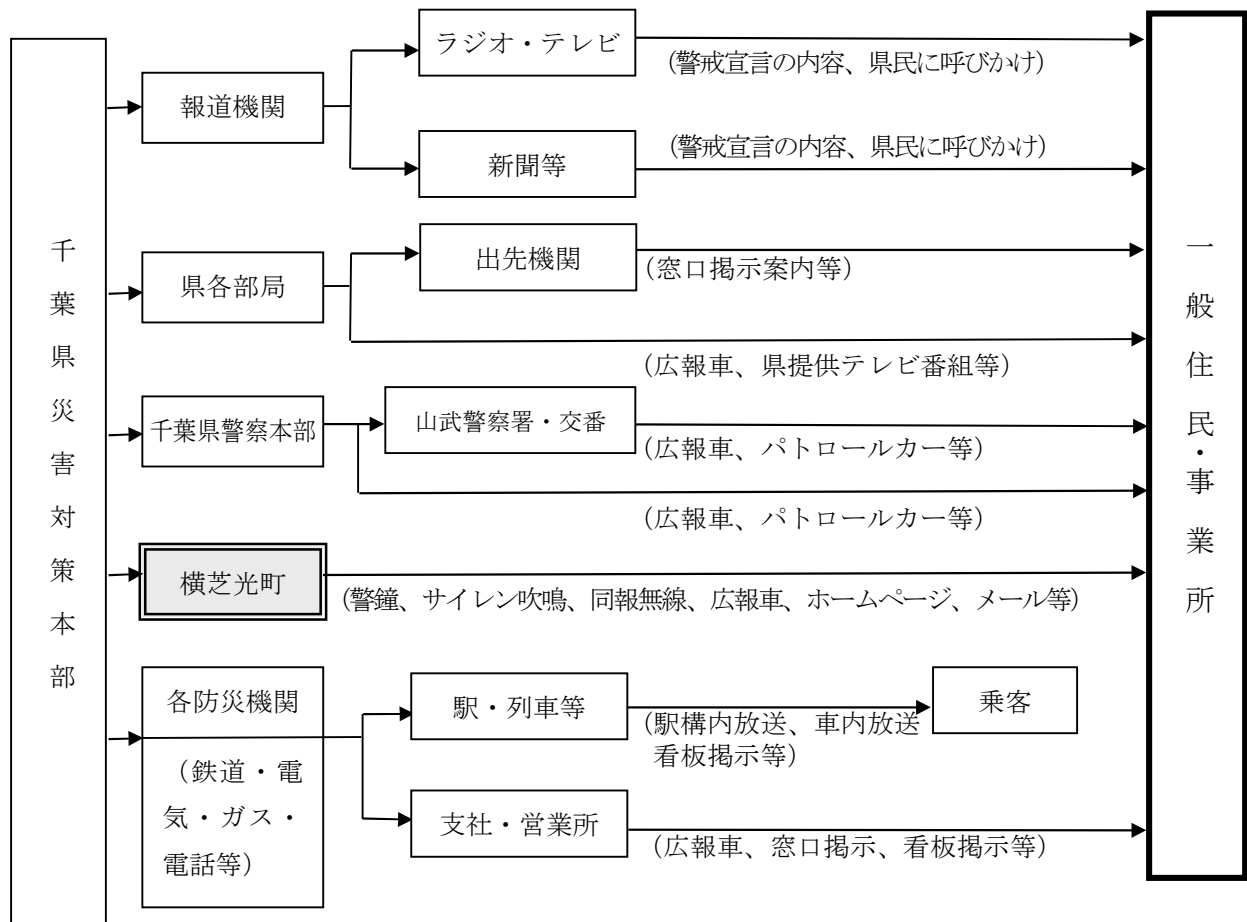
1 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統、伝達手段は、次のとおりとする。

【警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段】



【一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段】



2 伝達体制

機関名	内 容						
町	<p>(1) 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 一般住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>警鐘</td> <td>(5点) ●●●●●</td> </tr> <tr> <td>サイレン</td> <td>(約45秒) (約45秒) ●————●———— (間隔約15秒)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</td> </tr> </table>	警鐘	(5点) ●●●●●	サイレン	(約45秒) (約45秒) ●————●———— (間隔約15秒)	備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
警鐘	(5点) ●●●●●						
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●————●———— (間隔約15秒)						
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。						
警察署	警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。						
その他の防災関係機関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。						

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言等の内容
- (2) 町への影響予想
- (3) 防災関係機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

第2 警戒宣言時の広報

実施機関：総務部、防災関係機関

警戒宣言が発せられた場合、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定める。

1 広報の項目

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (3) 防災措置の呼びかけ
 - ア 火の注意
 - イ 水のくみおき
 - ウ 家具類の転倒防止等
 - エ 情報収集
- (4) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

2 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、町ホームページ等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

3 防災関係機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、県に準じて行う。

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- ウ その他必要と認める事項

(2) 広報の実施方法

防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、県民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

第3節 警備対策

実施機関：県警察

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、総合対策本部を設置し、下記の活動を行う。

第1 基本的な活動

実施機関：県警察

- 1 職員の参集
- 2 避難の指示、警告又は誘導
- 3 警備部隊の編成及び事前配置
- 4 通信機材・装備資器材の重点配備
- 5 補給の準備
- 6 通信の統制
- 7 管内状況の把握
- 8 交通の規制
- 9 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

実施機関：県警察

1 警備部隊の事前配置

- (1) 主要駅等人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- (4) 災害危険場所
- (5) その他必要と認める場所

2 広報

広報内容

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 警戒宣言の内容及び関連する情報 |
| イ | 住民及び自動車運転者のとるべき措置 |
| ウ | 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 |
| エ | その他民心の安定を図るため必要な情報 |

広 報 手 段	ア	パトロールカー、広報車等の警察車両
	イ	警察用航空機及び警察用船舶による広報
	ウ	警察署、交番等の備付け拡声器による広報
	エ	報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、消防部、各部、県

第1 町

実施機関：環境防災部、消防部、各部

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 火災・水害等防除のための警戒
- 3 津波危険予想地域、崖地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- 4 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- 5 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 6 資機（器）材の点検整備の実施

第2 水防管理団体

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、消防部、県

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- 1 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- 2 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第3 河川管理者

実施機関：県

1 水防対策

警戒宣言が発表され、津波の発生が予想される場合は津波により水防上危険が予想される箇所及び水防活動に必要な資機材の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体が実施する水防活動が十分行われるよう努めるものとする。

2 河川関係施設に関する対策

(1) 警戒宣言等が発令された場合は、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、緊急点検及び巡視を行うよう努める。

なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。

(2) 水門、閘門及び内水排除施設等については、東海地震予知情報等において津波の発生が予想される場合、操作規則等に定めるところに準じて操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じた操作を行うよう努める。

(3) 工事中の所管施設に関する対策

地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止等の保全措置に努める。

3 発災後に備えた資機（器）材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機（器）材、人員等の輸送体制の確保を行う。

第5節 公共輸送対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会

第1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 警戒宣言の伝達

- (1) 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- (2) 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- (3) 旅客等への伝達は次による。
 - ア 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - イ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

2 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株式会社本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- (2) 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

3 列車の運転規制

- (1) 警戒宣言が発令されたときの千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
65km/h	総武	佐倉～八日市場	38.4km

- (2) 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

4 主要駅の対応措置

- (1) 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員を派遣する等して客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により防災関係機関の協力を得て警備体制を確立する。
- (2) 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
 - ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
 - イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

5 乗車券の取扱い

- (1) 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- (2) 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- (3) 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

6 現業機関の長のとるべき措置

(1) 出火防止措置

- ア 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

(2) 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

(3) 食料及び飲料水の確保

- ア あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料の斡旋及び非常用食料の確認をする。
- イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

第2 バス、タクシー等対策

実施機関：一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会

一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

実施機関：都市建設部、県、県警察、国、海上保安部

第1 道路交通対策

実施機関：都市建設部、県警察、国

1 県警察のとり交通対策

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表1の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。
- ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
 - イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- (2) 前記（1）の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

【別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所（横芝光町域を抜粋）】

道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
自動車専用道路	千葉東金道路 首都圏中央連絡 自動車道	松尾横芝インター	51	山武市内 (横芝光町に隣接)
	銚子連絡道路	横芝光インター	52	横芝光町内

[道路交通対策]

- 1 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制道路及び広域検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。
- (1) 強化地域への一般車両流入抑制広報
 - (2) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
 - (3) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務
- 2 前記1の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者のとり措置

- (1) 国土交通省関東地方整備局
- ア 道路施設に関する対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

(イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

イ 道路交通対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。

(イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

ウ 発災後に備えた資機（器）材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機（器）材、人員等の輸送体制の確認を行う。

(2) 町、県土整備部

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第2 海上交通対策

実施機関：銚子海上保安部、県

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

1 海上保安対策等

銚子海上保安部は、次の対策を講じる。

(1) 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。

- (2) 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- (3) 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- (4) 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。
- (5) 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- (6) 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- (7) 工事作業等は、中止するよう指導する。
- (8) 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

2 漁船対策

県農林水産部は、次の対策を講じる。

- (1) 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。
 - ア 操業安全指導及び海域内における操業指導
 - イ 海上保安部の要請による漁船運航の規則
- (2) 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。
 - ア 非常用発電機の点検と始動待機
 - イ 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知
 - ウ 空中線の点検、補強と切断対策の実施
 - エ 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
 - オ 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上水道、電気、通信等対策

実施機関：環境防災部、東日本電信電話株式会社千葉支店、株式会社 NTT ドコモ千葉支店、
東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、
九十九里地域水道企業団

第1 上水道対策

実施機関：環境防災部、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、
九十九里地域水道企業団

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合も、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3 施設の保安措置等

- (1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。
- (2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。
- (3) 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。
- (4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

4 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 ウ その他 汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示 (4) ホームページによる広報等

第2 電気対策

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、危険防止措置を除き、電力の供給を継続する。

1 「地域防災計画 第2編 地震・津波編」の第2章第16節第3 電気施設と同様に町と東京電力パワーグリッド株式会社とで締結した『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、連絡・連携体制を確立し、相互に早期復旧に取り組むこととする。

このことから、以下のとおり応急措置を行う。

- (1) 資機材の調達
- (2) 人員の動員、連絡
- (3) 保安上の危険のため緊急を要する場合、当該託送供給または発電量調整供給の停止措置

2 広範囲の被害が発生することが想定された場合もしくは発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社が住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、町に対して停電情報の発信を要請することができる。

町は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電情報の発信要請を受けた場合には、町が

実施可能な広報手段にて情報を発信する。

広報内容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること (3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 (4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 (5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (7) その他必要な事項
広報手段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

第3 通信対策

実施機関：東日本電信電話株式会社千葉事業部、株式会社NTT ドコモ千葉支店

1 東日本電信電話株式会社千葉事業部

東日本電信電話株式会社千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F）
 電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

(イ) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

2 株式会社NTT ドコモ千葉支店

株式会社NTT ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針、要員の確保、情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

実施機関：福祉部、東陽病院部、教育部、医療機関、社会福祉施設等管理者

第1 学校対策

実施機関：教育部

町教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、町立学校については次のとおり対処する。

- 1 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、町地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- 2 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - (1) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - (2) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- 3 学校に残留し、保護する児童生徒等（上記（1）・（2）以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- 4 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- 5 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- 6 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、崖下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- 7 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- 8 地域の防災関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

第2 病院対策

実施機関：東陽病院部、医療機関

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

- 1 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- 2 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- 3 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- 4 入院患者の安全確保に万全を期す。
- 5 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 6 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設等対策

実施機関：福祉部、社会福祉施設等管理者

警戒宣言が発せられた場合において、各社会福祉施設及び老人保健施設は迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び通所（園）者、入所者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定める。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- 1 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- 2 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- 3 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- 4 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保
- 5 通所（園）者、入所者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- 6 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- 7 その他必要な事項

第9節 避難対策

実施機関：環境防災部、総務部、福祉部、消防部、各部

警戒宣言が発せられた場合には、町は、避難対象地区に対して避難の指示等を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じる。

第1 警戒宣言時の措置

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、各部

1 避難の指示等

町長は、消防組合等防災関係機関と協力して、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により速やかに避難指示等を行う。

2 避難所の確認

- (1) 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- (2) 防災設備等を確認する。
- (3) 給食、給水用資機材を確認する。
- (4) 衣料品等生活必需物資を確認する。

3 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

4 防災関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等防災関係機関に通知する。

5 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

6 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

7 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

8 生活必需物資の給与

生活必需物資が確保できない者に対し、必要に応じて生活必需物資の給与を行う。

9 その他

避難終了後、消防組合等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

第2 事前の措置

実施機関：環境防災部、総務部、福祉部

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておく。

1 避難対象地区の選定

防災関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、崖崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区をあらかじめ把握する。

2 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、共同施設等を避難所として指定する。

3 避難指示体制の確立

同報無線、広報車等による避難指示体制を確立する。

4 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立する。

5 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立する。

6 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底する。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

実施機関：福祉部、健康こども部、東陽病院部、山武健康福祉センター、自衛隊、医師会、
歯科医師会

第1 救護救援対策

実施機関：東陽病院部、自衛隊、医師会、歯科医師会

1 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

東陽病院	(1) 警戒宣言が発せられた場合、町災害対策本部等防災関係機関との情報交換を密にする。 (2) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 (3) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 (4) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用する等、被災者多数の受入れ体制を整える。 (5) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
山武郡市医師会 旭匠瑳医師会	(1) 発災に備え防災関係機関との連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
山武郡市歯科医師会	(1) 発災に備え防災関係機関との連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

2 自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第1空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第1空挺団と県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。また、必要に応じ、その他の防災関係機関に連絡班を派遣する。

第2 防疫対策

実施機関：健康こども部、山武健康福祉センター

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

- 1 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- 2 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

第3 保健活動対策

実施機関：福祉部、税務部、健康こども部、山武健康福祉センター

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- 1 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。避難行動要支援者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- 2 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。
- 3 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は管轄健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- 4 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、産業部、福祉部、健康こども部、食肉センター部、教育部、社会文化部、各部

第1 食料、医薬品等の確保

実施機関：産業部、健康こども部

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

1 食料の確保

食料供給体制の確保を図る。

2 医薬品の確保

町は、山武郡市薬剤師会、匝瑳薬剤師会に対し、備蓄医薬品等の供給体制をとるよう指示する。

第2 緊急輸送の実施準備

実施機関：財政部、各部

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、横芝光町地域防災計画（第2編 地震・津波編）に従って輸送体制を確保する。

第3 町が管理、運営する施設対策

実施機関：福祉部、健康こども部、食肉センター部、教育部、社会文化部

町が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛する。

1 町教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、総合運動場、体育館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

【該当施設】

- 公園（一部、運動施設を含む）
ふれあい坂田池公園、栗山平和公園、光スポーツ公園、光文化の森公園、
光しおさい公園、マリンピアくりやまがわ、長山台桜ヶ丘公園
- 運動施設
横芝B&G海洋センター、横芝光町体育館、東陽野球場、光B&G海洋センター
- 共同施設・集会施設
横芝光町町民会館、横芝光町文化会館、大総会館、上堺会館、各地区共同利用施設
- 健康福祉施設
健康づくりセンター「プラム」、老人憩の家 光風館、
地域活動支援センター「たんぽぽ」
- 図書館
横芝光町立図書館、横芝光町立図書館 横芝分館
- その他施設
学校給食センター、東陽食肉センター

第4 町税の申告、納付等に関する措置

実施機関：税務部

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- 2 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第5 危険な動物の逃走防止

実施機関：環境防災部

町は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- 1 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- 2 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、町長、警察官その他防災関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第 6 章 住民等のとるべき措置

第6章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想され、本町においても、ところによっては、(1) 壁に割れ目が入る (2) 墓石等が倒れる (3) 石垣等が破損する (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする (5) ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想され、警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が予想される。

このため、国、県及び町をはじめとする防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織(町内会組織)、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等を行う。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク

区分	とるべき措置
平時	<p>等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等に入れて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、ボール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> <p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防組合、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の使用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町のサイレン等を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、町、警察署、消防組合等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(11) 自家用車の使用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用を避ける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 町、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 町、消防組合等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第 3 節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入するホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>